

平成30年4月26日 教育委員会会議録

- 1 日 時 平成30年4月26日(木) 午後3時00分～午後4時12分
- 2 場 所 10階 委員会開催室
- 3 出席委員 荒澤賢雄教育長、須賀まり子委員、無着道子委員、白鳥樹一郎委員、中村篤委員
- 4 出席者 阿部謙一教育部長、高橋勇管理課長、土田亮一管理課施設整備室長、金沢智也学校教育課長、中村由美社会教育青少年課長、佐藤泉スポーツ保健課長、中村光男少年自然の家所長、横倉明史図書館長、浅川かおり学校給食センター栄養管理室長、後藤仁商業高等学校事務長、事務局（管理課職員）
- 5 欠席者 新關昭弘学校給食センター所長

会議次第

- 1 開 会
- 2 教育委員会教育長・委員及び事務局職員紹介
- 3 前回会議録承認
- 4 議 案
議案第18号 山形・上山地区教科用図書採択協議会委員の選出について
議案第19号 山形市総合学習センター運営協議会委員の委嘱について
議案第20号 山形市郷土館運営協議会委員の委嘱について
議案第21号 山形市総合スポーツセンター条例施行規則の一部改正について
- 5 報告事項
(1) 新学習指導要領実施に向けたALT（外国語指導助手）の増員について
(2) 平成30年度山形市立商業高等学校入学者選抜における採点ミスについて
(3) タイ王国柔道ナショナルチームの強化合宿受け入れについて
(4) 商業高等学校校舎等改築事業に係る実施方針及び要求水準書案について
- 6 そ の 他
- 7 日 程 等
(1) 教育委員の日程について
(2) 教育委員会主催（共催）の行事予定について
- 8 閉 会

会議録

- 1 開 会 教育長
- 2 教育委員会委員及び事務局職員紹介

管理課長から教育委員及び事務局職員の紹介があった。

- 3 前回会議録承認
- 4 議 案

教育長…本日の議事に入る前に、山形市教育委員会会議規則第7条の規定により、会議を公開しない「秘密会」とすることについて、お諮りします。

本日の議案第18号「山形・上山地区教科用図書採択協議会委員の選出について」は、市議会提案前の議案に関する案件であることから、現時点では公開することが適当でないと認め、会議を公開しない「秘密会」において審議することとしてよろしいでしょうか。

(全委員、異議なし。)

教育長…それでは、議案第18号については「秘密会」において審議することとし、その会議録等についても非公開とします。

<以下 非公開>

<非公開解除 以下公開>

教育長…次に、議案第19号「山形市総合学習センター運営協議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

<学校教育課長から、資料に基づき説明>

教育長…ただ今の説明について、ご意見、ご質問はないか。

<各委員より「なし」の声>

教育長…それでは議案第19号について、原案のとおりを承認してよろしいか。

<各委員より「はい」の声>

<原案のとおり承認>

教育長…次に、議案第20号「山形市郷土館運営協議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

<社会教育青少年課長から、資料に基づき説明>

教育長…ただ今の説明について、ご意見、ご質問はないか。

<各委員より「なし」の声>

それでは議案第20号について、原案のとおりを承認してよろしいか。

<各委員より「はい」の声>

<原案のとおり承認>

教育長…次に、議案第21号「山形市総合スポーツセンター条例施行規則の一部改正について」説明をお願いします。

<スポーツ保健課長から、資料に基づき説明>

教育長…ただ今の説明について、ご意見、ご質問はないか。

委員…付属資料7ページ(2)の「本来の用以外」とは、具体的にどのような用途を指すのか。

スポーツ保健課長…広告の他、目的外の使用、自動販売機の設置など様々なことが想定される。

委員…広告を掲出する場所に自動販売機を置くということか。

スポーツ保健課長…広告を掲出する場所に自動販売機を設置することはない。スポーツセンターの敷地内を利用するための規定が存在する。広告など本来の用以外に施設を使用する場合、許可の要件、使用形態等が異なり、現在の規定にそぐわないことがある。今回の広告掲出事業の実施にあたり、広告など本来の用以外に施設を使用する使用許可の手続き等について、改正を行うこととなった。

委員…きらやかスタジアムに掲出する広告の内容制限はあるのか。

スポーツ保健課長…金額が高いものでも、公序良俗に反するものは、選考で除外される。

教育長…他にご意見、ご質問はないか。

<各委員より「なし」の声>

それでは議案第21号について、原案のとおりを承認してよろしいか。

<各委員より「はい」の声>

<原案のとおり承認>

5 報告事項

教育長…報告事項に移る。(1)「新学習指導要領実施に向けた ALT (外国語指導助手) の増員について」説明をお願いします。

<学校教育課長から、資料に基づき説明>

教育長…ただ今の説明について、ご意見、ご質問はないか。

委員…ALT と教員の具体的な役割分担は、どのようになるのか。

学校教育課長…小学校5・6年生について、役割分担が行われる。2週間をA週とB週に分類する。A週とB週の火曜日に担任による外国語の授業が行われ、B週の金曜日にALTを相手にした会話等を通じ、学んだことを活用する授業を行う。3・4年生については、2週間に1回の授業であることから、大きな役割分担はなく、担任とALTが協力して授業を行うこととなる。

教育長…担任の授業がインプットの場合、ALTがアウトプットの場合というイメージである。

教育長…他にご意見、ご質問はないか。

委員…32年度から中学校のALTが12名となり、一人減るが、それは人数の都合なのか。

学校教育課長…予算の面もあるが、現状から8名増員し、全員で20名であれば、小中学校全校を支援できると考えている。

委員…20名は、全員中学校に配置されるのか。

学校教育課長…中学校に12名が配置される。JET ALT が中学校区の小学校を巡回し、指導支援を行い、それ以外の8名のALTが小学校を巡回しながら指導を行う。

教育長…中学校に配置されない8名は、小学校を決めず色々な学校を巡回することになる。

委員…ALT が日本語を扱うことが困難な場合がある、ALT にも時間をかけた研修を用意していただきたい。また、ALT と授業を一緒に行う教員に対しても、研修等を通して、授業のモデルを提供できれば良いのではないかと考える。

学校教育課長…民間より新たに8名のALTを迎えることとなる。プロポーザル方式で人材を確保することとなるため、各社によるプレゼンを参考の上、採用には配慮していきたい。また、小中学校の連携を生かし、教職員研修を開催し、外国語の授業づくりについて学べる場を充実させたいと考える。

教育長…他にご意見、ご質問はないか。

委員…民間のALTと委託契約すると、学校の教員が直接指示を出来ないという問題があったが、現在は、そのような問題はないのか。

学校教育課長…ある程度解決できている。JET ALT は自家用車での移動が困難であり、学校の教員等が送迎を行っていた。民間のALTを採用すると、ALT自身で移動できるようになり、学校の負担が軽減されることが期待される。

教育長…教員がALTに指示することができるかは、契約の仕方で解決することができる。

教育長…他にご意見、ご質問はないか。

<各委員より「なし」の声>

教育長…次に、(2)「平成30年度山形市立商業高等学校入学者選抜における採点ミスについて」説明をお願いします。

<学校教育課長から、資料に基づき説明>

教育長…ただ今の説明について、ご意見、ご質問はないか。

委員…3度チェックを実施しても、間違いがあるということで、困難な課題であると感じる。解決に向けて努力していただきたい。

委員…現在の2、3年生の採点結果を一斉点検する目的は何か。

学校教育課長…合格者、不合格者全員のものを点検する。可否に影響があった場合は、県の対応を参考にしながら、商業高等学校でも対応していきたい。

教育長…県の常任委員会における県教育長の答弁によると、万が一採点ミスで可否に影響があった場合、ご本人、ご家族の意向に沿って対応していきたいとのことだった。賠償請求まで発展することも想定される。

委員…探究型学習への移行が推し進められるなかで、大学入試等でも記述式の問題が増えてきている。この課題は、時代の流れに逆行する難しい課題であると感じる。県で採点マニュアルや研修会を準備するということがあったが、今後こういったミスが起こらないことを期待したい。

教育長…採点ミスは、入試制度の根幹を揺るがす一大事である。ご指摘のあったように、今後有効性のある方策を考えていきたい。なお、先日、産業文教委員会にて謝罪と報告を行った。

教育長…ほかにご意見、ご質問はないか。

<各委員より「なし」の声>

教育長…次に、(3)「タイ王国柔道ナショナルチームの強化合宿受け入れについて」説明をお願いします。

<スポーツ保健課長から、資料に基づき説明>

教育長…ただ今の説明について、ご意見、ご質問はないか。

<各委員より「なし」の声>

教育長…次に、(4)「商業高等学校校舎等改築事業に係る実施方針及び要求水準書案について」説明をお願いします。

<商業高等学校事務長から、資料に基づき説明>

教育長…ただ今の説明について、ご意見、ご質問はないか。

委員…要求水準書の1ページ、事業スケジュールについて、維持管理・運営期間の終了が平成49年3月31日となっているが、現在の段階で業者に提出する要求水準書には、この後のことについては、記載されないのか。

商業高等学校事務長…今回のPFI事業者の募集にあたっては、ここまでの記載になる。それ以降については、事業終了の数年前より、市で維持管理を行うか事業者へ委託し維持管理を行うか検討したい。

教育長…他に、ご意見、ご質問はないか。

<各委員より「なし」の声>

6 その他

<各委員、事務局より「なし」の声>

7 日程等

<管理課長から、資料に基づき説明>

8 閉会 教育長